

## 令和元年度 第10回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和2年1月20日（月） 午後1時30分～午後2時35分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主事 高森 菜奈未

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

議案第27号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

## 令和元年度 第10回播磨町農業委員会

日時：令和2年1月20日

開会 午後1時30分

○議長 皆さん、こんにちは。令和2年に入りました。今年もよろしくお願いします。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日は、全員出席ということですので会議は成立しております。次に、議事録署名委員でございますが、5番の藤谷委員さんと、6番の三宅委員さんにお願いいたしたいと思います。それでは議事を進めてまいります。

議案第25号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の説明、お願ひいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございました。淺原さん、説明をお願いいたします。

○淺原委員 失礼いたします。この場所は、地図を見てもらいたらわかるように、先月 [REDACTED] した隣ですね。1筆の田んぼを分筆した形になっています。[REDACTED] した田んぼは既に水路が確保されていますので、ここは地上げされても問題がないと思います。

○議長 委員の皆様方、何かございませんか。なければ、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。

○議長 次に、議案第26号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございました。淺原さん、1番、3番続けてお願いできますか。

○淺原委員 では、4条届出の続きの3番から説明させていただきます。3番の方の地図は10ページになります。先ほどの土地の東側、ここで言うと右側ですね。3筆あります、周りは道路あるいは住宅ですので問題はありません。以上です。

それから番号1番の方、これは地図では8ページになります。8ページで、これは新幹線の南側になるのですけれども、周りが住宅で最後の水田ということになります。ここも問題のないと思われます。以上です。

○議長 ありがとうございました。今の5条の3番と1番の方が説明されました。3番の方からいきましょうか。委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

では、1番の方はいかがでしょうか。ございませんか。  
そうしましたら、3番、1番とも市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。

次に、2番の方ですが、これは私が見ましたので御説明をさせていただきたいと思います。地図は9ページでございます。真上にある道路は、[REDACTED]から[REDACTED]の方におりて道でございまして、地図の右上の方に[REDACTED]、それからその下に[REDACTED]があります。この2番の案件は、その道から1つ東の方へ行ったところでございまして、ちょうど、角地にございます。写真は1ページの一番下です。これは南東の方から撮られた写真でございまして、南の土地は駐車場になっております。現在は、草が生えておりまして、以前は[REDACTED]が野菜を植えていたのですが、最近は何も植わっておりません。ちょうどこれの北側と南側には水路が走っておりました。所有者が[REDACTED]になっていますので、確

認はいたしておりませんが、おそらく、真上の [REDACTED] が買われるのではないかなと思います。何ら問題はないと思っております以上でございます。

委員の皆様方何か御意見、御質問ございませんか。ないようでしたら、市街化区域の転用ということで受理することに決定いたしたいと思います。

それでは、4番、[REDACTED]の方を見ていただきました井澤委員さんお願ひいたします。

○井澤委員 地図は11ページ、写真は2ページの真ん中です。11ページを見ていただきまして、場所は [REDACTED] の [REDACTED] ですね。この地図には写っていないのですが、この橋の手前の右側は [REDACTED] があるところです。[REDACTED] を北の方へ上がっていただいたすぐ西側、左手の方の斜線の部分です。この後、この下の部分の [REDACTED] の [REDACTED] の下側の土地、その左側がずっと6番、7番とあがってくるのですが、全部、現地を見ますと写真にありますように一面草で覆われた状態の農地になっています。このあたりは地図で見ていただきましても、[REDACTED] と隣接で、[REDACTED] のところには [REDACTED] が建っていますし、この土地のあたりも駐車場とあとは住宅だけです、こここの農地が転用されれば、あと農地として残るのはほとんどない状態です。斜線の上の [REDACTED] の右側の畑、ここがちょっと畑で残るのと、[REDACTED] の [REDACTED] の道路の反対側に一部、3つほど田が残っていますが、ほとんど住宅とか駐車場ですので、特に転用は問題ないと思います。

あと、6番、7番もよろしいですか。

○議長 はい。どうぞ。お願いします。

○井澤委員 6番、7番ですが、地図は13ページですね。写真は3ページと4ページの一番上になります。その場所が、今説明しましたとおりでして、ここも特に問題ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。今、井澤委員さんの方から5条の4番、6番、7番の一括説明がございました。委員の皆様方、質問等ございませんか。

○議長 今おっしゃった市境は、このすぐ西側の実線が入っているところですね。

○井澤委員 そうですね。実線のところですね。それと、13ページの地図の真ん中の斜線、6番の右手、これが町の所有地です。取水栓が何かになっていると思います。この部分だけが一部、[REDACTED]  
[REDACTED]と[REDACTED]の間に、ちょうど町の土地があります。小屋みたいなものが建っていますね。写真の4ページの一番上の写真です。真ん中辺に白い建物が建っています。それが取水栓ですね。

○議長 委員の皆様方何か御意見、御質問ございませんか。それでは、ないようですので、4番、6番、7番につきましては、市街化区域の転用届を受理することにいたしたいと思います。

続きまして5番、岩本さんお願ひいたします。

○岩本委員 地図は、12ページです。写真は2ページ、一番下になります。

○梅谷委員 別紙も見てもらったらどうですか。何か、写真の最後のページに航空写真がありましたよ。

○岩本委員 航空写真も併せて見てください。場所は[REDACTED]へ入る[REDACTED]の南になります。昨年、初めぐらいまで畑をされていたと思うのですけれど、この前見に行くと畑もやめて草がそのままの状態であ

りました。■の方で御本人に聞くことができなかつたのですが、その航空写真を見ていただきましたら、一番上の細いものを含めて3筆あります。探してみたのですが、水を流すところがないようなのです。田んぼの中に水を貯めるポンプがあるはずなのですが、はつきりわかりませんでした。

○梅谷委員

この航空写真で言えば、■の方ですね。

○岩本委員

右手ですか。

○梅谷委員

はい。右手の広い溝ですね。そこしかないです。

○岩本委員

そこしかないですよね。上の方は管があったのですけれど、この下の田んぼのところを見ても、そういう管がありませんでした。

○梅谷委員

こここの排水は良くなくて、その下の田んぼも今年■がここにめり込んでしまいました。そんな田んぼです。とくかく排水が悪いです。

○岩本委員

排水、悪いですね。その下の田んぼの■に排水溝があるのかなと思って見たのですけれど何もなくて、一番上にしか排水溝がないので、埋め立ててしまったら今も言われたように、下の田んぼが排水できるのかなとちょっと心配があつたのですけれども。

○議長

かなり、これは道路より低いでしょう。

○岩本委員

低いです。かなり低いです。

○議長

これ筆が3筆に分かれているというのは、道路か何かにかかったのですか。

○梅谷委員

昔、ここら辺には民家があつたのです。この前の■を拡張するときに立ち退きになりました。だから、このような形で残っているのだと思います。

○議長

でも、排水できないというのは困りますね。

- 岩本委員 道路側にあるのかなと思って、それずっと回ってみたのですけれど、奥の田んぼを見ても、どこにも道路側に排水するところがなかったので、どこから水を落とすのかなと思って。
- 梅谷委員 その下の田んぼはこの広い溝の方に落ちるようになっているのですが、落ちていないですね。
- 佐伯委員 でも、隣接農地の同意はもらっているのでしょうか。
- 事務局 もらっています。
- 議長 5番について、今いろいろお話をいただいておりますが、ほかにございませんか。ないようでしたら、これにつきましても市街化区域の転用ということで農地転用届を受理することにしたいと思います。
- 続きまして、議案第27号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてですね。事務局から御説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 この1の中で農業委員会法第31条の議事参与の制限というのは、具体的にどのようなことですか。
- 事務局 同居人の親族とか配偶者に関するることは、参与してはならないということで、議案にあがってきたときは席を外してもらっています。
- 議長 播磨町では席を外してもらっていますね。
- 事務局 はい。ですので、播磨町では今のままの体制で問題ないです。この33条というのは議事録の公表です。播磨町ではホームページで議事録を公表していますので、問題ありません。
- 議長 播磨町は何ら問題ないわけですね。
- 事務局 はい。播磨町は問題ありません。

○議長 そうしましたら、次にいきます。報告第8号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと」ですね。事務局、お願ひいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございました。現地を見ていただいた佐伯さん、お願ひいたします。

○佐伯委員 地図が18ページと19ページです。それから写真が4ページの真ん中と一番下、次の5ページの一番上にあります。■と■■は隣接しており、続いています。どちらも御本人が自ら管理されています。ただ、■については、昔、ここにビニールハウスか何かされていたと思うのですけれど、鉄骨のパイプの骨が残っていました。今現在、■されていないようですが、一応草はきれいに管理されているようでした。隣は畑をつくっていました。イチゴやタマネギやソラマメが植わっていました。

あと、■の■は、御自宅の庭みたいな、御自宅の家の真ん前のお庭ですね。これが畑になっていまして、ここも今、耕作されて冬野菜がほとんどでした。大根、白菜、ネギ等きれいに植わっていましたので、御本人が全部耕作されているようです。

昨日、御本人ともお目にかかるて確認はさせていただきましたので、御報告します。以上です。

○議長 このように、農地でずっと継続するというのはなかなか大変ですね。そのような人がこの間、意見書出した生産緑地の制度を利用してほしいですね。

○事務局 そうですね。

○議長 委員の皆様方、御質問等ございませんか。

ないようですので、報告することに賛成の皆様方の挙手を求めたいと思います。

(挙手全員)

○議長 全員賛成ということで、第8号につきましては原案のとおり、加古川税務署に報告することにいたします。

○議長 御協力ありがとうございました。これで議事につきましては、全部終了いたしました。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和2年1月20日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 藤谷 昇

議事録署名人 三宅 孝英